

川崎市高等学校奨学金の概要

1 川崎市高等学校奨学金の目的

川崎市では、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒を対象として、一定の申請・採用条件に基づき奨学金を支給しています。

2 川崎市高等学校奨学金の概要

川崎市高等学校奨学金には「入学支度金」と「学年資金」の二つの制度があり、その概要は次のとおりです。

(1) 申請基準

- ア 基準日に川崎市に在住していること。
- イ 前年度（入学支度金の場合は中学3年生の前期）の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であること。
- ウ 前年1年間における世帯の総所得が、生活保護法による保護の基準に基づき算出した基準内であること。

(2) 募集及び支給時期

ア 入学支度金

募集人員は150名程度です。中学3年生の11月に中学校を通じて募集・申請していただき、1月に中学校を通じて審査の結果を通知します。認定された方には、高等学校に入学後、提出していただく進学届等に基づき、5月に入学支度金を支給しています。

イ 学年資金

募集人員は600名程度です。毎年6月に各高等学校を通じて募集・申請していただき、7月に各高等学校を通じて審査の結果を通知します。認定された方には、誓約書等を提出していただき、8月と2月に分けて学年資金を支給しています。

(3) 支給金額

ア 入学支度金

- (ア) 国公立高等学校：45,000円
- (イ) 私立高等学校：70,000円

イ 学年資金

国公立高等学校は月額3,000円、私立高等学校は月額5,000円で、第2学年には25,000円、第3学年には10,000円を2月に加給して支給します。年額にまとめると次の表のとおりです。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
国公立	36,000円	61,000円	46,000円	36,000円
私立	60,000円	85,000円	70,000円	60,000円

(4) 採用基準

成績の申請基準は平均3.5以上となっておりますが、予算の範囲内で支給するため、申請者の状況により採用基準が3.6以上になることがあります。平成28年度の採用基準は、入学支度金が3.8以上、学年資金が3.9以上でした。

3 制度改正の内容

今回の制度改正の内容は、次の2点です。

(1) 対象校の拡充

今回の制度改正まで、川崎市高等学校奨学金支給条例第1条においては、「高等学校」、「中等教育学校の後期課程」及び「特別支援学校の高等部」を対象としていました。しかし、同様の教育課程を行っている「高等専門学校」（第1学年から第3学年まで）及び「専修学校の高等課程」が規定されていないことから、条例改正を行い、「高等専門学校（第1学年から第3学年まで）」及び「専修学校の高等課程」を対象校として追加いたしました。

(2) 入学支度金の支給時期の変更

「入学支度金」については入学後の4月に進学届を提出していただいた後、5月に支給しておりましたが、「入学支度金」を入学前の準備に活用していただけるよう、入学前の3月中に支給ができるように条例を変更いたしました。

なお、平成29年度入学支度金から、高等学校等への入学前の支給を実施いたします。